

検討の背景

- ・ 一般社団法人 日本経済団体連合会「改訂Society5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言」(令和2年10月13日)
- ・ 規制改革推進会議投資等WG(第7回)(令和3年1月19日)



【令和3年6月18日規制改革実施計画】

法務省は、「商事法の電子化に関する研究会(令和3年4月立上げ)」に参加し、国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。

商事法の電子化に関する研究会

- 令和3年4月～令和4年3月 合計10回開催 予定

第 1回 令和3年 4月14日	第 2回 令和3年 5月31日
第 3回 令和3年 7月 2日	第 4回 令和3年 8月19日
第 5回 令和3年 9月21日	第 6回 令和3年10月27日
第 7回 令和3年11月30日	第 8回 令和4年 1月19日
第 9回 令和4年 2月22日	第10回 令和4年 3月23日
- 令和4年3月頃 報告書とりまとめ
→ 法制審議会への諮問へ

座長

藤田 友敬 教授（東京大学大学院法学政治学研究科）

メンバー

小出 篤 教授（学習院大学法学部法学科）
後藤 元 教授（東京大学大学院法学政治学研究科）
笹岡 愛美 准教授（横浜国立大学大学院国際社会科学府）
洲崎 博史 教授（京都大学大学院法学研究科）
箱井 崇史 教授（早稲田大学法学部）
松井 秀征 教授（立教大学法学研究科）
南 健悟 教授（日本大学法学部法律学科）

一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会

一般社団法人日本海運集会所

一般社団法人日本経済団体連合会

一般社団法人日本船主協会

株式会社トレードワルツ

日本弁護士連合会

法務省

主な検討事項

- 船荷証券をめぐる国際私法上の問題点の検討
- 外国法等の調査
- 船荷証券の利用状況等に関する実情調査と分析
- 具体的な制度設計に関する検討 等

船荷証券をめぐる国際私法上の問題点の検討

- 船荷証券が発行される国際海上運送をめぐる法律関係について、検討すべき単位
法律関係と準拠法に関する考え方の整理
- 上記の整理について、船荷証券を電子化した場合にどのような影響があるか
(証券所在地の考え方 等)
- 日本法が準拠法として適用される場面 等

第2回で検討

外国法等の調査

- **UNCITRAL MLETR(電子的移転可能記録モデル法)**
国際連合国際商取引法委員会が策定
移転可能な証書又は文書の電子的な機能的同等物についてのモデル法
第1・3回で検討
- **ロッテルダム・ルールズ**
船荷証券の電子化についての規律がある条約だが、未発効
第1回で検討
- **シンガポール**
MLETRを国内法化
第3回で検討
- **韓国**
中央登録機関への登録を必要とした結果、利用が進まず
第3回で検討
- **イギリス(Law Commissionによる改正草案)**
MLETRを参考に立案
第4・5回で検討

船荷証券の利用状況等に関する実情調査

● 調査対象

船会社、フォワーダー、銀行、商社、損害保険会社

第1～5回で検討

→ 関係団体の協力を得てアンケート形式で実施(約60か所から回答)

● 調査内容

- ・ 紙の船荷証券、海上運送状、Bolero等の規約型の電子式船荷証券等の利用状況
- ・ 上記各手段を利用する背景事情 等

● 調査結果の概要

- ・ 紙の船荷証券の利用割合
→ 船会社の利用割合が高く、フォワーダーの利用割合が低い傾向
- ・ Bolero等の規約型の電子式船荷証券の需要について
→ 船荷証券(紙媒体)の遅着・紛失問題解決、事務処理上の効率化のために必要
- ・ Bolero等の規約型の電子式船荷証券に関する懸念事項について
→ 法整備がなされていないため、トラブルになった際苦慮することが予想される
利用できる場面が限定的(関係者全員のプラットフォームへの加入必要、プラットフォーム間の互換性ない等)

具体的な制度設計に関する検討

- 紙の船荷証券に関する規律について、電子化された場合にも適用すべきか否か
⇒商法、民法及び国際海上物品運送法等の規定を逐条的に検討

第4回で検討

- 電子化を検討する場合の方向性をどのように考えるか

第3回以降
継続的に検討

① 電磁的記録に対する排他的な「支配」といった新たな概念を創出し、「支配」の移転に紙の船荷証券の裏書と同一の効力を認めるとするなどして、紙の船荷証券と同等の効力を認める方向で検討する考え方

② 運送品の引渡しに係る債権の移転という実体面に着目し、電磁的記録の移転を債権譲渡の効力要件かつ対抗要件とするなどして、紙の船荷証券が発行されている場合と同等の法律関係を形成する方向で検討する考え方

- 特に検討すべき論点

- ・ 留置権や質権の対象となるか
- ・ 数通発行を認めるべきか 等

第4回以降
継続的に検討